

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年11月10日 10時30分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
秋本安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改4)）（令和4年11月1日提出資料）
- （2）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改6)）（令和4年11月1日提出資料）
- （3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改5)）（令和4年11月1日提出資料）
- （4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改1)）（令和4年11月1日提出資料）
- （5）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5

- 条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表（G-1-006(改2)）（令和4年11月1日提出資料）
- （6）東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書（添付書類十一） 比較表（G-1-007(改5)）（令和4年11月1日提出資料）
  - （7）東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について 比較表（G-1-008(改0)）（令和4年11月1日提出資料）
  - （8）東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護対策）（G-1-009(改8)）（令和4年11月1日提出資料）
  - （9）東海第二発電所 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（G-1-010(改3)）（令和4年11月1日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	はい。規制庁、尾野です。それでは
0:00:10	東海第2発電所の有毒ガスの設置許可の、
0:00:15	ヒアリングを開始したいと思います説明お願いいたします。
0:00:21	日本、日本原電の盛です。
0:00:23	それでは説明を始めさせていただきます。
0:00:26	本日は、資料番号G-1-002、甲斐6を用いまして、これまでのヒアリングで指摘いただきました事項の反映内容について、
0:00:38	説明させていただきます。
0:00:40	と、
0:00:42	指摘事項一覧表につきましては、資料番号Gの、
0:00:46	-1-009 階8になります。
0:00:51	当資料番号G-1-002 階6の資料前から順番に説明させていただきます。
0:00:58	と指摘事項一覧表につきましてはまず、ナンバー66の回答になります。
0:01:06	右下通しページ33ページをお願いいたします。
0:01:17	33ページのなお以降の記載になりますが、今後の有毒ガス物質の確認につきまして、保安規定等に基づいて実施することなどを明確化いたしました。
0:01:28	こちらが指摘事項一覧表ナンバー66の回答になります。
0:01:33	続きまして、右下通しページ37ページをお願いいたします。
0:01:39	こちらが指摘事項一覧表、No.67の回答になります。
0:01:45	上から5行目の、解説-4につきまして、ガイドに記載されていることを明確化するため、ガイド3.1を追記いたしました。
0:01:56	と同様の記載がある箇所につきましては、同様に、ガイドの対象項目を追記し、整合を図りました。
0:02:03	続きまして、右下通しページ50ページをお願いいたします。
0:02:11	こちら、指摘事項一覧表、No.48になります。
0:02:16	下、一番下のなお以降になりますが、中央制御室から半径10キロメートル以内か、それ以外か、さっきの記載では不明であったため、
0:02:27	中央制御室から半径10キロメートルより遠方であって、中央制御室から半径10キロメートル近傍とし、ガイドの記載に合わせました。
0:02:38	続きまして右下67ページをお願いいたします。
0:02:46	こちら、蒸発率補正につきまして、所補正後の蒸発率とし、記載の適正化を図りました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	これにつきましては、指摘事項一覧表のNo.77 の回答となります。
0:03:01	続きまして次のページ、右下通しページ 68 ページをお願いいたします。
0:03:08	蒸発率と補正後の蒸発率につきましては、表に追記し、それぞれ単位を記載いたしました。
0:03:15	これは指摘事項一覧表No.68 の反映になります。
0:03:22	続きましては指摘事項一覧表のNo.69 に記載のご指摘につきましては、同表の下から 2 段目の算出式の、こんこん根拠の説明につきましては、
0:03:34	PA は大気圧とし、記載の適正化を図りました。
0:03:39	これらにつきましては同様の記載がある箇所について、整合を図りました。
0:03:45	続きまして右下通しページ 74 ページをお願いいたします。
0:03:53	うん。表のタイトルに外気取入口を追記し、記載の適正化を図りました。
0:03:59	また、蒸発率放出率について、区別化して記載し、放出継続時間につきましては、記載の適正化を図りました。
0:04:10	これらにつきましてはそれぞれ指摘事項一覧表のNo.70 と 71 の回答となります。
0:04:19	次のページ、右下通しページ 75 ページをお願いいたします。
0:04:26	相対濃度評価条件及び相対濃度を示した表となりますが、本院につきましては、着目方位ではなく、発生元から評価点を見た方位、
0:04:36	年明確化いたしました。
0:04:38	また条件として気温を追記し、距離につきましても記載の適正化を図りました。
0:04:45	これらにつきましては指摘事項一覧表のナンバー72、
0:04:49	と、76 の回答となります。
0:04:54	続きまして指摘事項一覧表のナンバー73 の説明をいたしますと右下通しページ 86 ページをお願いいたします。
0:05:06	ご提言による有毒ガス影響評価結果の重ね合わせの結果につきましては、隣接方位も含んだ 3 方位が合算された値であることがわかるように、
0:05:16	影響が最大となる方位の結果を記載いたしました。
0:05:20	その他の方につきましては別紙 15 に記載しています。
0:05:24	また評価点が緊急時対策所、外気取入口につきましても同様に記載いたしました。
0:05:32	ちょっと前に戻ってしまうんですが、右下通しページ 84 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:36	のところにつきましても、隣接方位を含めた判断。
0:05:42	防護判断基準値との比の合計の箇所、3方位の合算というふうになるように、方位の方を記載し記載の充実化を図りました。
0:05:53	続きまして、
0:05:56	本票の先ほどの記載につきましては指摘事項一覧表のNo.73の回答となります。
0:06:04	続きまして、右下通しページ39、390ページをお願いいたします。
0:06:12	こちらが指摘事項一覧表のNo.82の回答になります。
0:06:18	390ページから391ページにかけてになりますが、敷地内固定下のアンモニアタンクにつきまして、堰を共有する、苛性ソーダタンクが、
0:06:29	同時に全量漏えいしても堰内にとどまることを確認したことを記載いたしました。
0:06:36	うん。
0:06:36	続いて、右下通しページ394ページをお願いいたします。
0:06:46	こちらに、敷地外固定下の席につきましても、法令に基づき設置されることなど、記載の充実化を図りました。
0:06:54	続きまして右下通しページ409ページをお願いいたします。
0:07:04	こちら、557。
0:07:16	間瀬。
0:07:17	右下通しページ409ページですが、有毒ガス防護に関わる影響評価に使用する東海第2発電所敷地内において観測した気象データの妥当性に、
0:07:29	についてとして、東海第2発電所敷地内及び最寄りの気象官署である水戸地方気象台について、1994年から2005年と比較し、
0:07:40	それぞれ異常な年でないことを確認し、また、至近10年との比較も実施し、それぞれ異常な年でないことを確認した構成といたしました。
0:07:51	と右下通しページ419ページをお願いいたします。
0:08:02	こちら腐敗図等の比較につきましては、参考資料として記載いたしました。
0:08:08	このような、別紙9の記載の充実化につきましては、指摘事項一覧表のNo.75の回答となります。
0:08:17	続きまして右下通しページ、557ページをお願いいたします。
0:08:27	557ページから565ページに、全量1時間放出として評価した固定元の海馬級の97%値のグラフを記載いたしました。
0:08:40	続きまして、右下通しページ566ページをお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:53	566 ページから 579 ページには、評価点における有毒ガス物質の濃度として、蒸発率と買場級の積で算出しました。
0:09:04	濃度の 97% 値を、除灰率を用いて評価したご提言ごとに記載いたしました。
0:09:11	これらグラフの記載につきましては指摘事項一覧表の No.81 の回答となります。
0:09:18	これらの固定言語との記載と、
0:09:21	につきましては、同じ別紙 15 の中で、
0:09:26	記載の整合充実化と記載の適正化等も図っております。
0:09:31	続きまして右下通しページ 624 ページをお願いいたします。
0:09:44	評価点における濃度を A p p M に変換する際に、気温 25℃ 気圧は 1 気圧として評価していることを記載し、
0:09:53	また、ガソリンのモル質量につきましては、ガソリンが炭化水素の混合物であることを踏まえ、濃度 p p m が保守的になるよう、分子量の小さい炭化水素の混合物である、ベンゼン、
0:10:05	の分子量を、分子式とともに記載すると。
0:10:11	記載し、江森質量の出典も記載いたしました。
0:10:15	こちら、記載の充実化を図っております。
0:10:18	次のページ 625 ページをお願いいたします。
0:10:22	第 2 図のガソリンの分圧曲線につきましては、保全目盛りを記載いたしました。
0:10:28	また、別紙 8 の物性値の説明資料につきましても、物性値の出典及び分圧曲線の補助メモ리를記載し、整合を図りました。
0:10:39	これらにつきましては指摘事項一覧表の No.78、79、80 の説明になります。
0:10:48	最後になりますが、指摘事項一覧表ナンバー 74 について説明いたします。
0:10:59	右下通しページ 482 ページをお願いいたします。
0:11:05	説明者変わります。
0:11:09	日本原子力発電の新保でございます。通しページ、482 ページ、別紙の方の 11-2 の資料でございます。こちらの第 2 表の、
0:11:19	運転員のところにですね、※1 ということで注釈の方付けて、運転中と停止中での要員の人数の変わる事の趣旨の説明の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:30	注釈としてつけておりましたが、こちらについて記載、有無を検討することというふうなことでご指摘の方いただいておりますが、検討いたしましたして、結果としまして削除するというふうなことで、
0:11:42	資料の体裁の方を修正させていただきました。こちらボンベ等の必要数量については、運転員の最大の人数を背でもって、設定をしているので、運転中と停止中で要員が変わることの注釈を記載するというふうなことは、
0:11:56	阻止にそぐわないかなというふうに、検討し直しまして削除する方向で資料の訂正を行っております。こちらページの反映としましては、通しページ 482 ページ目の方の表 1、それから第 2 図、
0:12:08	続きまして 483 ページ目の方でも同様の図、第 3 図ございますがそういったところについて※1 として含んで、
0:12:18	つけておりましたものを削除するということで対応させていただきました。また、こちら別紙 12-1 の方にも同様の表図がございましたので、そちらについてもページ 487 ページ、488 ページ目の方の、
0:12:34	それぞれの表図に対して資料の修正を行っております。併せまして、米の番号の付番についても訂正の方させていただきました。以上です。
0:12:48	こちらの説明につきましては以上になります。
0:12:55	一応コメントしたところについては
0:13:00	訂正されてることを確認いたしました。私の方からはありません。規制庁長江です。
0:13:53	規制庁の小野です。
0:13:56	ヒアリングはこれで終了したいと考えております。ただですね、特重側の方で、今少し資料の見直してというのをやっていると認識しております、
0:14:07	その関係で DBS A の方についても、
0:14:12	資料の修正が、平仄をとる観点とかから発生するのであれば、そちらも踏まえて、こちらの資料も
0:14:22	江藤再度提出していただけたらと思います。それで
0:14:28	その際に、資料こちらで確認して必要があれば再度ヒアリングを行いたいと考えておりますけれども、
0:14:36	現時点で特段、ヒアリングを再度やると、考えておりません。その認識でよろしいでしょうか。
0:14:45	日本原電の森ですと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	はい。再度いただきました内容につきまして、記載の充実化適正化確認し、
0:14:55	あるものについては適正化を図りたいと思います。よろしくお願ひします。はい。規制庁大野です。ありがとうございますそれでは本日のヒアリング終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。